

## 久喜市空家等の適切な管理に関する条例及び久喜市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

(久喜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市空家等の適切な管理に関する条例(令和3年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「適切に管理されていない空家等であって、本市の区域に所在するもののうち、規則で定めるもの」を「法第13条第1項に規定する管理不全空家等であって、本市の区域に所在するもの」に改める。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項を次のように改める。

市長は、管理不全空家等又は特定空家等(以下この条及び次条において「措置対象空家」という。)に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、緊急を要するため所有者等が必要な措置を講ずる時間的余裕がないと認めるときは、当該危害を避けるための必要最小限の措置として規則で定めるもの(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

第8条を第6条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

(久喜市空家等対策協議会条例の一部改正)

第2条 久喜市空家等対策協議会条例(令和元年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第3条中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。